

人事行政の運営等の状況について

令和5年3月

神奈川県中郡大磯町

目 次

1	職員 の 任 免 及 び 職 員 数 に 関 す る 状 況	1
(1)	職員 の 総 数	1
(2)	部 門 別 職 員 数 の 状 況	1
(3)	年 齢 別 職 員 構 成 の 状 況	1
(4)	採 用 者 の 状 況	2
(5)	昇 任 制 度 の 概 要 と 実 施 状 況	2
(6)	転 任 (人 事 異 動) 制 度 の 概 要 と 実 施 状 況	2
(7)	希 望 降 任 制 度 の 概 要 と 実 施 状 況	2
(8)	退 職 者 の 状 況	3
(9)	公 益 法 人 等 へ の 交 流 の 状 況	3
(10)	再 任 用 の 状 況	3
2	職員 の 人 事 評 価 の 状 況	3
(1)	評 価 内 容	3
(2)	評 価 者 と 被 評 価 者	3
3	職員 の 給 与 の 状 況	3
(1)	人 件 費 の 状 況	3
(2)	職 員 給 与 費 の 状 況	4
(3)	職 員 の 平 均 年 齢 、 平 均 給 料 月 額 の 状 況	4
(4)	職 員 の 初 任 給 の 状 況	4
(5)	職 員 の 経 験 年 数 別 ・ 学 歴 別 平 均 給 料 月 額 の 状 況	4
(6)	給 料 表 の 種 類 、 級 数 、 額 等 の 概 要	4
(7)	一 般 行 政 職 の 級 別 職 員 数 の 状 況	5
(8)	昇 給 の 概 要	5
(9)	高 齢 層 職 員 の 普 通 昇 給 停 止 (抑 制) 制 度 の 概 要	6
(10)	職 員 の 手 当 の 状 況	6
(11)	特 別 職 等 の 報 酬 等 の 状 況	7
(12)	ラ ス パ イ レ ス 指 数 の 状 況	8
(13)	給 与 改 定 の 概 要	8
(14)	給 与 抑 制 措 置 の 状 況	9
(15)	旅 費 の 概 要	9
4	職員 の 勤 務 時 間 そ の 他 の 勤 務 条 件 の 状 況	9
(1)	職員 の 勤 務 時 間 、 休 憩 時 間	9
(2)	年 次 有 給 休 暇	9
(3)	特 別 休 暇	9
(4)	介 護 休 暇	10
(5)	療 養 休 暇	10
(6)	育 児 休 業	11
(7)	安 全 衛 生 管 理 体 制	11
5	職員 の 分 限 及 び 懲 戒 処 分 の 状 況	11
6	職員 の 服 務 の 状 況	12
(1)	服 務 に 関 す る 基 本 原 則 の 概 要	12
(2)	営 利 企 業 等 従 事 許 可 制 度 の 概 要 と 許 可 の 状 況	12
7	職員 の 退 職 管 理 の 状 況	12
8	職員 の 研 修	12
(1)	人 材 育 成 基 本 方 針 の 概 要	12
(2)	研 修 方 針 ・ 体 系 の 概 要 と 実 施 状 況	12
9	職員 の 福 祉 及 び 利 益 の 保 護 の 状 況	13
(1)	共 済 組 合 の 短 期 給 付 の 概 要	13
(2)	共 済 組 合 の 福 祉 事 業 の 概 要	13
(3)	公 務 災 害 補 償 の 概 要 と 実 施 状 況	13
(4)	職 員 の 健 康 診 断 の 概 要	13
(5)	そ の 他 職 員 福 祉 の た め の 独 自 の 制 度 の 概 要	13
10	公 平 委 員 会 の 業 務 の 状 況 (職 員 の 福 祉 及 び 利 益 の 保 護 の 状 況)	13
(1)	苦 情 処 理 制 度 の 概 要	13
(2)	勤 務 条 件 等 に 関 す る 措 置 要 求 制 度 の 概 要 と 状 況	13
(3)	不 利 益 処 分 に 関 す る 不 服 申 立 制 度 の 概 要 と 状 況	13
11	定 員 適 正 化 計 画 の 数 値 目 標 及 び 進 捗 状 況	13
(1)	定 員 適 正 化 目 標	13
(2)	職 員 数 の 年 次 別 推 移	13

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の総数

一般職の職員の条例上の定数と現在の職員数（定数の範囲内で職員を置いています。）

(各年4月1日現在)

区分	職員定数	職員数(計)	(男性)	(女性)
令和4年	334	267	171	96
令和3年	334	264	171	93

(2) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数
		令和4年	令和3年	
一般行政部門	議会	3	3	0
	総務	49	50	△1
	税務	12	12	0
	民生	36	38	△2
	衛生	26	25	1
	労働	0	0	0
	農林水産	7	7	0
	商工	4	5	△1
	土木	24	23	1
	小 計	161	163	△2
特別行政部門	教育	39	36	3
	消防	48	46	2
	小 計	87	82	5
公営企業等 会計部門	下水道	6	6	0
	その他	13	13	0
	小 計	19	19	0
合 計		267	264	3

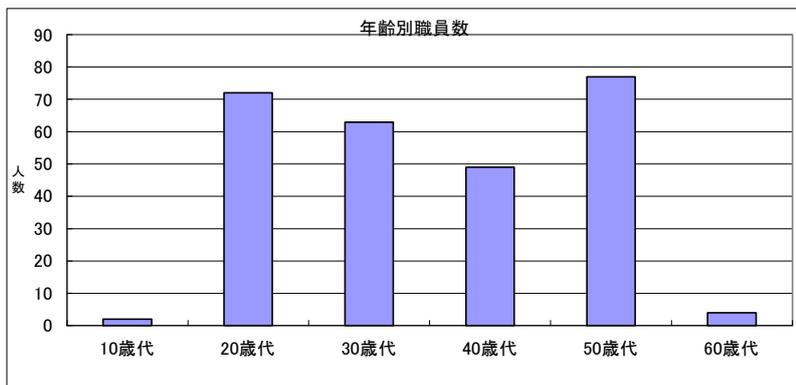
(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員 などを含み、短時間勤務、臨時及び非常勤職員を除いています。

2 公営企業等会計部門のその他とは、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の部門です。

(3) 年齢別職員構成の状況（4年4月1日現在）

ア 年齢別職員数の状況

区分	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	計
職員数	2	72	63	49	77	4	267



イ 全職員の平均年齢

	4年度	3年度
平均年齢	39.9	39.9

(4) 採用者の状況

ア 職種別採用職員数

事務職、消防士など、全て試験による採用を行っています。

1次試験は筆記試験、小論文、体力測定（消防のみ）、2次試験以降は面接を主な内容としています。

	4年度採用			計		3年度採用			計
	試験採用		選考採用			試験採用		選考採用	
	4月採用	8・10・11月採用				4月採用	11月採用		
事務職	7 (4)	2 (2)	-	9 (6)	事務職	8 (4)	1 (0)	-	9 (4)
消防職	4 (0)	-	-	4 (0)	消防職	2 (2)	-	-	2 (2)
技術職	-	1 (0)	-	1 (0)	技術職	2 (0)	1 (1)	-	3 (1)
保健師	-	-	-	-	保健師	-	1 (1)	-	1 (1)
計	11 (4)	3 (2)	-	14 (6)	計	12 (6)	3 (2)	-	15 (8)

(注) ()内は、女性の人数であり、内数です。

イ 採用試験の実施状況

年度	職種区分	受験者	1次試験合格者	最終合格者	倍率	
4年度採用	事務職	4月採用	50 (16)	33 (10)	7 (4)	7.1
		10月採用	13 (3)	8 (3)	3 (2)	4.3
	消防職	4月採用	14 (0)	14 (0)	4 (0)	3.5
	技術職 (建築)	4月採用	2 (1)	0 (0)	0 (0)	-
		4月採用	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
	技術職 (土木)	8月採用	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1.0
		8月採用	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
保健師	4月採用	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	
計		80 (20)	56 (13)	15 (6)		
3年度採用	事務職	4月採用	54 (19)	33 (13)	7 (4)	7.7
		4月採用	1 (1)	1 (1)	0 (0)	-
	事務職 (社会人経験)	11月採用	12 (5)	7 (2)	1 (0)	12.0
	消防職	4月採用	9 (2)	7 (2)	2 (2)	4.5
	技術職	4月採用	4 (1)	4 (1)	2 (1)	2.0
		4月採用	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1.0
	技術職 (社会人経験)	11月採用	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1.0
		4月採用	2 (2)	2 (2)	1 (1)	2.0
	保健師	4月採用	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
		11月採用	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1.0
計		85 (32)	57 (23)	16 (10)		

(注) ()内は、女性の人数であり、内数です。

(5) 昇任制度の概要と実施状況

「大磯町職員の給与に関する条例」、「大磯町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則」等に基づき、昇任を行っています。各級において、下記の級はその基準に従い、原則として内部の職員から試験を行い、上位の職に昇任をしています。

【一般行政職】

級	職名	昇任基準
2	主事・技師	1級在職、大学卒については1年以上、短大卒については2年以上、高校卒については2.5年以上、中学卒については5.5年以上の者
3	主任主事・主任技師	2級在職、大学卒については6年以上、短大卒については7年以上、高校卒・中学卒については8.5年以上の者

(6) 転任（人事異動）制度の概要と実施状況

職員を昇任及び降任以外の方法で他の職員の職に任命することをいいます。

3年度の転任（人事異動）者数 49 人 (3年度 53人)

区分	町長部局	教育委員会	消防本部	その他
部長級	2 (6)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
課長級	3 (9)	0 (2)	2 (3)	1 (1)
その他	23(21)	5 (2)	11(9)	1 (0)
計	28(36)	5 (4)	14(12)	2 (1)

(注) 1 教育委員会には、小・中学校の校長、教頭、教諭等は含まれません。
2 ()内は、前年度の状況です。

(7) 希望降任制度の概要と実施状況

町では、「大磯町職員希望降任制度実施要綱」に基づき行っています。

分限処分ではなく、本人の希望又は同意に基づき下位の職に任命（降任）する場合としては、親の介護、子の育児、本人の肉体的・精神的負担のため職務の軽減が必要な場合等があります。

3年度の降任者数 0人

(8) 退職者の状況

退職者には、以下の事由があります。

定年退職：定年（原則60歳）により退職する場合

勤奨退職：「大磯町職員の退職勤奨に関する要綱」に基づき、これに応じて退職する場合（50歳以上）

自己都合退職：本人の都合により退職する場合

その他：死亡による退職等

事由別退職者の数

(3年度)

	定年	勤奨	自己都合	任期満了	その他	計
一般行政職	2 (4)	0 (0)	5 (0)	2 (0)	0 (2)	9 (6)
うち管理職	1 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (5)
税務職	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)
うち管理職	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
福祉職	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
うち管理職	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
看護・保健職	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
うち管理職	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
薬剤師・医療技術職	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)
うち管理職	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
消防職	3 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)
うち管理職	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)
技能労務職	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
うち管理職	—	—	—	—	—	—
幼稚園教育職	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (1)
うち管理職	—	—	—	—	—	—
指導主事等教育職	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)
うち管理職	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)
計	7 (4)	0 (0)	6 (2)	3 (2)	1 (4)	17 (12)
うち管理職	4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	5 (6)

(注) ()内は、前年度の状況です。

(9) 公益法人等への交流の状況

3年度 1人

(10) 再任用の状況

3年度 14人

2 職員の人事評価の状況

(1) 評価内容

区分	内容
評定期間	勤務態度・業績評価・能力評価：令和4年4月1日～令和5年3月31日
評価基準日	勤務態度・業績評価・能力評価：令和5年4月1日
評定対象者	部長級・課長級・主幹級・副主幹級・主査級～主事補級
評定項目	勤務態度評価（一定期間の就業意欲・態度）、能力評価（資格・等級に見合う職務遂行能力の達成度）、業績評価（一定期間の仕事の成果、設定目標の達成度）

(2) 評価者と被評価者

被評価者	一次評価者	二次評価者
部長級	副町長	町長
課長級	部長級	副町長
主幹・副課長級	課長級	部長級
副主幹・係長級	主幹・副課長級	課長級
主事補級～主査級	主幹・副課長級	課長級

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

人件費とは、職員に支給される給与のほか、特別職に支給される給料・報酬等、職員が加入している神奈川県市町村職員共済組合に事業主として支払う負担金等を合計したものです。

(一般会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (年度末現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
3年度	32,395人	12,544,458千円	795,591千円	2,442,031千円	19.5%
2年度	32,620人	14,152,433千円	612,886千円	2,401,607千円	17.0%

(注) 一般会計とは、特別会計（国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業、下水道事業）を除いたものです。

(2) 職員給与費の状況

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たりの給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
4年度	287人	933,720千円	291,717千円	370,228千円	1,595,665千円	5,560千円
3年度	286人	936,993千円	273,128千円	389,346千円	1,599,467千円	5,593千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数及び給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額

(各年4月1日現在)

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額
4年度	大 磯 町	40.0歳 291,800円
	国	42.7歳 323,711円
3年度	大 磯 町	39.5歳 289,500円
	国	43.0歳 325,827円

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額
4年度	大 磯 町	59.3歳 275,600円
	国	51.1歳 286,570円
3年度	大 磯 町	58.5歳 284,700円
	国	50.9歳 286,947円

(注) 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

(4) 職員の初任給の状況

(4年4月1日現在)

区 分	大磯町	神奈川県	国	
一般行政職	大 学 卒	183,900円	188,700円	182,200円
	高 校 卒	151,700円	154,900円	150,600円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(4年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大 学 卒	246,033円	359,214円	412,160円	382,728円
	高 校 卒	—	—	—	—

(注) 該当者がいない場合、「—」で表示しています。
1人又は2人の場合、個人情報保護の観点から*印で表示しています。

(6) 給料表の種類、級数、額等の概要

職員の給料については、職務の内容に応じて区分される「給料表」と、職務の複雑さ、困難さ、責任の度合いにより区分される「級」と、給料表と級に応じて定められている「号給」ごとに決められています。

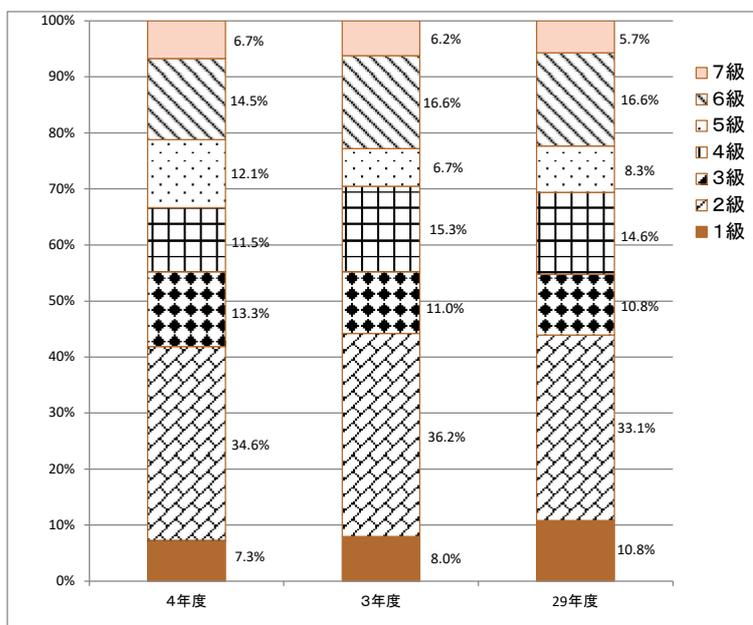
種類		級数						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	最高額	224,900円	271,200円	333,100円	355,200円	410,400円	445,700円	456,400円
	最低額	146,100円	169,600円	231,500円	253,000円	276,400円	304,400円	334,800円
技能労務職	最高額	234,100円	296,000円	306,800円	328,700円			
	最低額	132,400円	179,300円	218,000円	241,700円			
幼稚園教諭	最高額	237,600円	289,700円	356,700円	366,400円			
	最低額	144,200円	176,200円	238,100円	259,000円			

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(4年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補	12人	7.3%
		(13人)	(8.0%)
2級	主事	57人	34.6%
		(59人)	(36.2%)
3級	主任主事	22人	13.3%
		(18人)	(11.0%)
4級	係長	19人	11.5%
		(25人)	(15.3%)
5級	副課長	20人	12.1%
		(11人)	(6.7%)
6級	課長	24人	14.5%
		(27人)	(16.6%)
7級	部長	11人	6.7%
		(10人)	(6.2%)
合計		165人	100.0%
		(163人)	(100.0%)

- (注) 1 大磯町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 職員数には、税務職員、保健師、栄養士、保育士、消防職員、技能劣務職員、教育公務員を含みません。
 3 標準的な職務内容とは、それぞれの級の該当する代表的な職務です。
 4 ()内は、前年4月1日現在の状況です。



(8) 昇給の概要

1年間の人事評価に基づく勤務成績により、毎年1月1日にA～Eの5段階の昇給区分に決定します。

評価区分	A	B	C	D	E
昇給号数	8以上	6	4	2	0

(9) 高齢層職員の普通昇給停止（抑制）制度の概要

高齢層職員の普通昇給停止（抑制）制度とは、民間企業等との均衡を図るため、一定年齢以上の職員について、昇給抑制や、昇給停止をする制度です。なお、昇給抑制とは、昇給号数を通常の半分程度とすることで、昇給停止とは、昇給自体を行わないことです。

職種	大磯町	国	該当職員数	
			3年度	2年度
一般行政職	昇給抑制：55歳 55歳以上の昇給について 通常の半分程度に抑制		14	8
消防職			1	0
技能労務職			1	0
幼稚園教育職			0	0
福祉職			1	0
看護・保健職			0	0
一般行政職	昇給停止：57歳	-	11	9
消防職			5	5
技能労務職			2	2
幼稚園教育職			1	1
福祉職			1	1
看護・保健職			1	1

(10) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大磯町	神奈川県	国
1人当たり平均支給額（3年度） 1,423千円	1人当たり平均支給額（3年度） 1,668千円	-
(3年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.90月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 1.90月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

イ 退職手当（4年4月1日現在）

大磯町	神奈川県・国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~20%加算 1人当たり平均支給額 9,445,426円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%~45%加算

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。
退職手当は、本町が加入する神奈川県市町村職員退職手当組合から支給されます。

ウ 地域手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）	63,134千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度）	205,648円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
大磯町全域	6%	全職員	6%

エ 特殊勤務手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）	1,830千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	48,161円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）	12.3%		
手当の種類（手当数）	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症業務手当	全職員	感染症の所見がある者又はその疑いがある者の救護、治療、看護若しくは消毒又は汚染物品の処理作業に従事した場合	作業1回につき350円
		新型コロナウイルスの病原体を有し、又は有する疑いのある人に接する業務	作業に従事した1日につき3,000円 身体に接触して、又は長時間にわたり接して行う作業に従事した場合、1日につき4,000円
災害救急業務手当	消防職員	火災その他の災害に出動	出動1回につき、200円
		救急事故に出動し、被救助者の救出、救助に従事した場合	出動1回につき、200円 出動中救急救命士法に基づく処置を行った場合、出動1回につき、510円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (3年度決算)	89,461千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (3年度決算)	390,660円

カ その他の手当 (4年4月1日現在)

手当名	本町の内容及び単価等	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (3年度決算)	
扶養手当	配偶者	13,600円	異	支給額	21,458千円	
	配偶者以外の扶養親族のうち、2人まで	6,500円				
	扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目	7,000円				
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人目	11,000円				
	その他の扶養親族	5,500円				
	特定扶養の期間 (満16歳から満22歳) にある子1人に対する加算額	5,000円				
住居手当	借家・貸間	27,000円 家賃が27,000円未満のときは、家賃の額	異	支給額 支給対象	26,001千円	
	持家	8,000円				
	その他	支給なし				
通勤手当	交通 自 用 車 を 等 利 用 す る 機 関 交 通 手 当	2km~5km	異	支給額 支給対象	21,289千円	
		5km~10km				5,200円
		10km~15km				7,300円
		15km~20km				8,900円
		20km~25km				11,300円
		25km~30km				13,700円
		30km~35km				16,100円
		35km~40km				18,500円
		40km~				20,900円
	を機 関交 通 手 当	6か月定期相当分を支給				
管理職手当	課長	16~18%	異	支給率	56,306千円	
	副主幹	14%				
管理職員特別勤務手当	課長	10,000円~12,000円	異	支給額	2,011千円	
	副主幹	8,000円				
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に勤務1時間当たりの給与額に135%を乗じた額を支給	同	-	8,522千円	198,190円	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間につき勤務1時間当たりの給与額に25%を乗じた額を支給	同	-	3,025千円	97,573円	
宿日直手当	勤務1回につき、6,700円	異	支給額	1,260千円	12,471円	

(11) 特別職等の報酬等の状況 (4年4月1日現在)

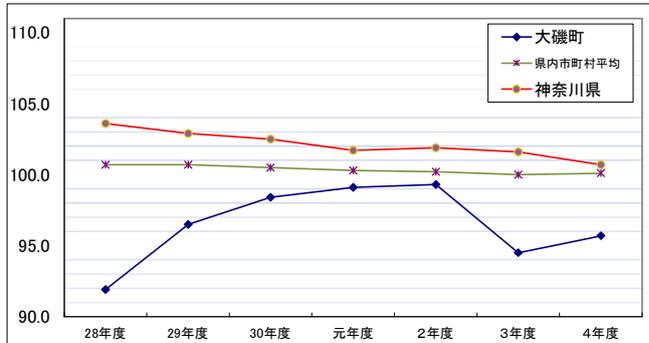
区分	給料月額等	(参考) 類似団体における最高/最低額	
給料	町長	767,000円	920,000円/580,800円
	副町長	623,000円	760,000円/522,000円
報酬	議長	423,000円	499,000円/252,000円
	副議長	344,000円	430,000円/202,000円
	議員	315,000円	400,000円/174,000円
期末手当	町長 副町長 教育長	(3年度支給割合) 3.85月分	
	議長 副議長 議員	(3年度支給割合) 4.15月分	
退職手当	町長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×勤続月数×37.5/100 13,806,000円 任期ごと	
	副町長	給料月額×勤続月数×25/100 7,476,000円 任期ごと	

※ 町長の給料の括弧内の額は、減額前の金額です。

※ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48か月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

【町長・副町長・教育長における減額措置の状況】	
平成13年度～20年度	期末手当を町長50%、助役30%、収入役及び教育長20%減額（19年4月から助役、収入役を廃止、副町長を設置）
平成23年3月～6月	給料・地域手当を町長・副町長90%減額（23年4月から副町長不在）
平成23年6月～26年12月	期末手当を町長・教育長50%減額（23年12月の期末手当はさらに町長50万円減額）
平成23年6月～9月	給料・地域手当を教育長75%減額
平成23年7月～26年3月	給料・地域手当を副町長50%減額（25年3月末まで副町長不在）
平成23年7月～26年12月14日	給料・地域手当を町長50%減額
平成23年10月～26年3月	給料・地域手当を教育長50%減額
令和2年6月～3年3月	給料・地域手当・期末手当を町長・副町長・教育長20%減額

(12) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
 2 市町村の平均ラスパイレス指数は、各市町村のラスパイレス指数の単純平均ではありません。
 (ラスパイレス指数の算出方法)
 国家公務員について、それぞれを学歴別・経験年数別に区分し、地方公務員の構成が国家公務員と同一であると仮定の上、区分ごとに大磯町職員と国家公務員の給料を比較して算出します。

	大磯町	県内市町村平均	神奈川県
28年度	91.9	100.7	103.6
29年度	96.5	100.7	102.9
30年度	98.4	100.5	102.5
元年度	99.1	100.3	101.7
2年度	99.3	100.2	101.9
3年度	94.5	100.0	101.6
4年度	95.7	100.1	100.7

(13) 給与改定の概要

人事院が国家公務員の給与に対して行った勧告（人事院勧告）に基づく改定の経過

項目	大磯町の改定状況	実施時期	国
給料	△3.0%改定	H17.12～	△3.0%改定
	平均△4.8%改定（最高△7.0%）	H18.4～	平均△4.8%改定（最高△7.0%）
	平均△1.5%改定（最高△3.7%）※	H27.4～	平均△2.0%改定（最高△4.0%）
	平均0.4%改定	H28.4～	平均0.4%改定
	平均0.2%改定	H29.4～	平均0.2%改定
	平均0.2%改定	H30.4～	平均0.2%改定
	平均0.2%改定	H30.4遡及	平均0.2%改定
	平均0.1%改定	H31.4遡及	平均0.1%改定
	平均0.3%改定	R4.4遡及	平均0.3%改定
手当	配偶者に係る扶養手当を500円減額	H17.12～	配偶者に係る扶養手当を500円減額
	勤勉手当における支給率を年0.5か月増	H17.12～	勤勉手当における支給率を年0.5か月増
	調整手当を廃止、地域手当を新設	H18.4～	調整手当を廃止、地域手当を新設
	調整手当支給率8～10%を地域手当一律3%に改定	H18.4～	調整手当支給率0～12%を地域手当0～18%に改定
	配偶者以外の3人目以降に係る扶養手当を500円増額	H20.4～	配偶者以外の3人目以降に係る扶養手当を500円増額
	期末勤勉手当における支給率を年0.35か月減	H21.6～	期末勤勉手当における支給率を年0.35か月減
	期末勤勉手当における支給率を年0.2か月減	H22.12～	期末勤勉手当における支給率を年0.2か月減
	期末勤勉手当における支給率を年0.15か月増	H26.12～	期末勤勉手当における支給率を年0.15か月増
	地域手当における支給率3%を6%に改定	H27.4～	地域手当における支給率3%を5%に改定
	住居手当の自宅に係る支給を2,000円減額	H27.4～	住居手当の自宅に係る手当を廃止
	期末勤勉手当における支給率を年0.1か月増	H28.4～	期末勤勉手当における支給率を年0.1か月増
	期末勤勉手当における支給率を年0.1か月増	H28.12～	期末勤勉手当における支給率を年0.1か月増
	期末勤勉手当における支給率を年0.1か月増	H30.4～	期末勤勉手当における支給率を年0.1か月増
	期末勤勉手当における支給率を年0.05か月増	H30.12～	期末勤勉手当における支給率を年0.05か月増
	期末勤勉手当における支給率を年0.05か月増	R1.12～	期末勤勉手当における支給率を年0.05か月増
期末勤勉手当における支給率を年0.05か月減	R2.12～	期末勤勉手当における支給率を年0.05か月減	
期末勤勉手当における支給率を年0.15か月減	R3.12～	期末勤勉手当における支給率を年0.15か月減	
期末勤勉手当における支給率を年0.1か月増	R4.12～	期末勤勉手当における支給率を年0.1か月増	

(常勤特別職等：町長・副町長・教育長)

項目	大磯町の改定状況	実施時期
手当	調整手当を廃止、地域手当を新設	H18.4～
	調整手当支給率8%を地域手当3%に改定	H18.4～
	期末手当における支給率を年0.35か月減	H21.6～
	期末手当における支給率を年0.2か月減	H22.12～
	地域手当における支給率を6%に改定	H27.4～

(14) 給与抑制措置の状況

(一般職)

・行財政改革のため、平成16年4月から調整手当の支給率を一律10%から部長・課長級の支給率8% (△2%)、副主(技)幹・主査級の支給率9% (△1%)に削減するとともに、管理職手当を部長級15% (△3%)・課長級14% (△3%)・副主(技)幹級12% (△3%)に削減を実施しました。
 (「調整手当」については、現在、「地域手当」に名称が変更となり、国の基準に基づき、一律3%となっています。)

・平成25年7月～26年3月 給料を2～5%減額(手当に運動)

(15) 旅費の概要

旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行した場合の旅費によって計算されます。鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊賃及び赴任旅費の6種類です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間、休憩時間

職員の勤務時間は、原則として8時30分から17時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。7時間45分のうち1時間の休憩時間があります。



(2) 年次有給休暇

労働基準法に従い、原則として1年に20日の年次有給休暇が与えられます。各年1月1日から12月31日の間で付与・取得します。

3年の平均取得日数	2年の平均取得日数
8.3	9.3

(3) 特別休暇

年次休暇以外にも、特別な理由に該当する場合は、特別な休暇があります。

内容	具体的な内容	期間
感染症の予防及び医療による休暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通遮断又は隔離	必要と認められる期間
公民権の行使のための休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
官公署へ出頭による休暇	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
骨髄提供のための休暇	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
結婚	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内の期間
不妊治療のための休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日(当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間
出産する予定の女性職員の休暇	6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合	出産予定日前6週間(多胎妊娠にあっては、14週間)目に当たる日から申し出た期間
女性職員の出産	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間
職員の生後1年未満の子の保育	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合(男性職員にあっては、配偶者がこの休暇を承認され、取得する分を除く)	1日2回それぞれ30分以内の期間
妊娠中の女性職員の通勤緩和	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて1日につき1時間を越えない範囲内の時間

妊娠中、出産後1年以内の女性職員の保健休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産まで1週間に1回、産後1年まではその間に1回必要と認められる時間
女子職員の保健指導又は健康診査に基づく指導事項	女子職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる時間
職員の妻の出産	職員の妻（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付き添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	出産の日から1週間以内で3日の範囲内の期間
職員の妻の出産に伴う子の養育	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日の範囲内の期間
就学前の子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む）を養育する職員が、負傷又は疾病にかかった子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日の範囲内の期間（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）
短期介護休暇	日常生活を営むのに支障がある者の介護及び必要な世話を行う職員が、その介護及び必要な世話のため、勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日の範囲内の期間（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）
女性職員の生理休暇	女性職員が生理のため勤務することが著しく困難であると認められる場合	原則として2日を越えない範囲内で必要とする期間
服忌（職員の親族の葬儀等）のための休暇	職員の親族（※別表中の親族）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ別表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔地に赴く場合にあつては、往復する日数を加えた日数）
服忌（職員の父母の追悼行事）のための休暇	職員の父母の追悼のための特別な行事（父母の死後50年以上以内に行われるものに限る）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の7月から9月まで（任命権者が別に指定する場合は、その期間）の期間内における週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間
風水震災等による住居損壊等の復旧作業のための休暇	地震、水害、火災その他の災害により、職員の現住居が消失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のために勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
風水震災・交通機関の不可抗力の事故のため休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により、職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
風水震災等による退勤途上の危険回避のための休暇	地震、水害、火災その他の災害において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間

※別表

親族		日数
配偶者（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）		10日
血族	父母	7日
	子	5日
	祖父母、兄弟姉妹	3日
	孫、伯叔父母	1日
	兄弟姉妹の子	1日
姻族	配偶者の父母、父母の配偶者	3日
	配偶者兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者	2日
	配偶者の子、配偶者の祖父母、配偶者の伯叔父母	1日
	子の配偶者、祖父母の配偶者、伯叔父母の配偶者	1日
	配偶者の兄弟姉妹の子、兄弟姉妹の子の配偶者	1日

(4) 介護休暇

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度があり、連続する6か月の期間内、取得することができます。

介護休暇は1日単位ではなく、時間単位で取得することもできます。

	取得者数 (人)	
	3年度	2年度
介護休暇	1(1)	0(0)

- (注) 1 ()内は、女性の内数です。
2 前年度から継続して取得している人を含みます。

(5) 療養休暇

職員が負傷又は疾病のために勤務できない場合、医師の証明に基づき、療養するために必要最小限度の期間、勤務することが免除されます。

	取得者数 (人)	
	3年度	2年度
療養休暇	12(6)	18(10)

- (注) 1 ()内は、女性の内数です。
2 数値は述べ人数です。

(6) 育児休業

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。

また、育児休業は1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

	取得者数 (人)	
	3年度	2年度
育児休業	13(11)	12(11)
部分休業	5(5)	4(4)

(注) 1 ()内は、女性の内数です。

2 前年度から継続して取得している人を含みます。

(7) 安全衛生管理体制

事業場の規模及び業種によって、安全衛生管理者等を選任、設置する必要があります。

組織等	説明	3年度		2年度	
		設置すべき事業場数	うち設置事業場数	設置すべき事業場数	うち設置事業場数
総括安全衛生管理者	安全衛生管理者及び衛生管理者の指揮や、労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等の事業場の安全衛生に関する業務の統括管理を行う者	0	0	0	0
安全管理者	総括安全衛生管理者のもとに、職場の設備や作業方法等に危険がある場合における応急措置等、安全に係る技術的事項を管理する者	0	0	0	0
衛生管理者	総括安全衛生管理者のもとに、健康に異常のある者の発見・措置や作業環境の衛生上の調査等、衛生に係る技術的事項を管理する者	1	1	1	1
安全衛生推進者等	安全衛生管理者及び衛生管理者の専任が義務されていない事業場において、施設、設備等の点検、使用状況の監視等を行う者	10	10	10	10
産業医	健康診断を実施する等、労働者の健康管理等に当たるとともに、事業者又は総括安全衛生管理者を指導助言する等、専門家として活動する医師	1	1	1	1
安全・衛生委員会	職員の安全及び衛生に関する事項を調査審議するための委員会	1	1	1	1

5 職員の分限及び懲戒処分状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

ア 分限処分者

分限処分：職員がその職責を十分に果たすことのできない一定の理由がある場合に、公務の能率や維持を目的として、

職員の意に反して行う行政処分のこと

(3年度・単位:人)

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
心身の故障の場合	0 (0)	0 (0)	2 (5)	0 (0)	2 (5)
職に必要な適性を欠く場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
刑事事件に関し起訴された場合	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	0 (0)	0 (0)	2 (5)	0 (0)	2 (5)

(注) ()内は、前年度の状況です。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合の短期給付の概要

町の常勤職員は、神奈川県市町村職員共済組合に加入して、短期給付を受けることができます。

(教育委員会の一部の職員は公立学校共済組合に加入しています。)

共済組合の短期給付

法定給付	保健給付	病気、負傷などの場合に支払われる給付
	休業給付	育児休業などの場合に支払われる給付
	災害給付	災害などに支払われる給付
法定外給付	附加給付	法定給付以外の給付

(2) 共済組合の福祉事業の概要

福祉事業としては、職員(組合員)の健康保持・疾病予防事業などの保健・保養及び教養に資する事業、保養所の経営などの宿泊事業、住宅貸付などの貸付事業、貯金事業、物資の斡旋事業など職員の福祉のための事業を行っています。

(3) 公務災害補償の概要と実施状況

公務において、災害が発生し、職員が傷病したり、死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

区分	3年度	2年度	
		傷病	死亡
通勤災害	新規認定件数	2	0
公務上の災害	新規認定件数	2	0

(4) 職員の健康診断の概要

労働安全衛生法に従い、職員の健康診断を年1回実施しています。

(5) その他職員福祉のための独自の制度の概要

大磯町には、職員の互助共済のための「互助会」は設置されていません。

10 公平委員会の業務の状況(職員の福祉及び利益の保護の状況)

(1) 苦情処理制度の概要

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申立て及び相談を公平委員会にすることができます。

(2) 勤務条件等に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して公平委員会に当局が適当な措置を講じるよう要求することができます。

3年度当初 係属件数	新規申立件数	処理件数					3年度未 係属件数
		要求容認	棄却	却下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して公平委員会に不服の申立てをすることができます。

3年度当初 係属件数	新規申立件数	処理件数					3年度未 係属件数
		処分取消し	棄却	却下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0

11 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

(1) 定員適正化目標

計 画 期 間	
始 期	終 期
令和3年度	令和7年度
数 値 目 標	
260人	

(2) 職員数の年次別推移

各年4月1日現在

部門	区分	29年	30年	31年	2年	3年	4年
一般行政	職員数	152	152	156	159	163	161
	対前年 増減数	△10	0	4	3	4	△2
教 育	職員数	42	38	37	38	36	39
	対前年 増減数	2	△4	△1	1	△2	3
消 防	職員数	45	46	46	43	46	48
	対前年 増減数	0	1	0	△3	3	2
公営企業等	職員数	18	17	18	19	19	19
	対前年 増減数	2	△1	1	1	0	0
合 計	職員数	257	253	257	259	264	267
	対前年 増減数	△6	△4	4	2	5	3

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員 などを含み、短時間勤務、臨時及び非常勤職員を除いています。